新旧対照表

愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）

改　正　後	改　正　前
愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編） １ 省略 ２　利用者登録 　電子入札システムを利用しようとする入札参加資格者は、次の手順により利用者登録を行うものとする。なお、利用者登録を行うためには、別途公表する民間の電子認証局が発行した電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）を取得しなければならない。 (1) ＩＣカードの基準 　電子入札システムを利用することができるＩＣカードは、入札参加資格者本人若しくは法人の場合にあっては代表者又はこれらの者から入札権限及び契約権限について委任を受けた者（以下「入札担当者」という。）の名義であるＩＣカードでなければならない。 (2) 登録の手順 ア　電子入札システムを利用しようとする入札担当者は、愛媛県電子申請システム（以下「手のひら県庁」という。）又は持参、郵送等により電子入札システム利用者登録申請書（様式１）を知事に提出するものとする。 イ　知事は、申請内容と入札参加資格者名簿等を確認し、電子入札システム利用者登録確認書（様式２）により、「業者ＩＤ」及び「パスワード」を発行するものとする。 ウ　電子入札システムを利用しようとする入札担当者は、「登録番号」及び「パスワード」を用いて電子入札システムの利用者登録画面において利用者登録を行うものとする。 エ　利用者登録に必要な「登録番号」は、発行された「業者ＩＤ」の下１０桁とする。 (3) 登録の変更等 　「業者ＩＤ」及び「パスワード」の発行を受け、電子入札システムを利用している者が、新しくＩＣカードを取得した場合は、発行済の「業者ＩＤ」及び「パスワード」を用いて電子入札システムによりＩＣカードの登録手続を行い、手続完了後速やかに「手のひら県庁」又は持参、郵送等によりＩＣカード変更（追加）通知書（様式３）を知事に提出するものとする。 （新しくＩＣカードを取得する場合の例示） 　ＩＣカードの情報（名義人等）を変更する場合、同名義のＩＣカードを追加する場合、ＩＣカードの有効期限切れにより更新を行う場合等 (4) 「業者ＩＤ」又は「パスワード」を紛失した場合の取扱い 　入札担当者は、県から発行された「業者ＩＤ」又は「パスワード」を紛失した場合は、業者ＩＤ・パスワード再発行申請書（様式４）を「手のひら県庁」又は持参、郵送等により提出し、業者ＩＤ発行通知書の再発行を受けるものとする。 (5) ～ (7)　省略 ３～11 省略	愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編） １ 省略 ２　利用者登録 　電子入札システムを利用しようとする入札参加資格者は、次の手順により利用者登録を行うものとする。なお、利用者登録を行うためには、別途公表する民間の電子認証局が発行した電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）を取得しなければならない。 (1) ＩＣカードの基準 　電子入札システムを利用することができるＩＣカードは、入札参加資格者本人若しくは法人の場合にあっては代表者又はこれらの者から入札権限及び契約権限について委任を受けた者（以下「入札担当者」という。）の名義であるＩＣカードでなければならない。 (2) 登録の手順 ア　電子入札システムを利用しようとする入札担当者は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿持参、郵送等により電子入札システム利用者登録申請書（様式１）を知事に提出するものとする。 イ　知事は、申請内容と入札参加資格者名簿等を確認し、電子入札システム利用者登録確認書（様式２）により、「業者ＩＤ」及び「パスワード」を発行するものとする。 ウ　電子入札システムを利用しようとする入札担当者は、「登録番号」及び「パスワード」を用いて電子入札システムの利用者登録画面において利用者登録を行うものとする。 エ　利用者登録に必要な「登録番号」は、発行された「業者ＩＤ」の下１０桁とする。 (3) 登録の変更等 　「業者ＩＤ」及び「パスワード」の発行を受け、電子入札システムを利用している者が、新しくＩＣカードを取得した場合は、発行済の「業者ＩＤ」及び「パスワード」を用いて電子入札システムによりＩＣカードの登録手続を行い、手続完了後速やかに＿＿＿＿＿＿＿＿持参、郵送等によりＩＣカード変更（追加）通知書（様式３）を知事に提出するものとする。 （新しくＩＣカードを取得する場合の例示） 　ＩＣカードの情報（名義人等）を変更する場合、同名義のＩＣカードを追加する場合、ＩＣカードの有効期限切れにより更新を行う場合等 (4) 「業者ＩＤ」又は「パスワード」を紛失した場合の取扱い 　入札担当者は、県から発行された「業者ＩＤ」又は「パスワード」を紛失した場合は、業者ＩＤ・パスワード再発行申請書（様式４）を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿提出し、業者ＩＤ発行通知書の再発行を受けるものとする。 (5) ～ (7)　省略 ３～11 省略

附則

この運用基準は、令和５年８月８日から施行する。